

## 第1章 はじめに

### (1) 調査の背景と目的

- ✓ わが国では、「業務量の中長期的な変動への対応」「人件費の抑制」「業務量の急激な変動に際する雇用調整」等を理由として有期契約労働者を活用する事業所が 35.2%に上っており、有期契約で働く労働者は全国で 1,410 万名とされている（厚生労働省「平成 23 年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）」、総務省「労働力調査」（平成 25 年 1 月））。
- ✓ 労働者の就業観の多様化も進んでおり、自ら望んでパート・アルバイトや派遣社員をはじめとする有期労働を選択する者も少なくないが、リーマン・ショックを契機とした厳しい雇用情勢が続く中、これら有期契約労働者からは「いつ雇止めされるかわからない」といった不安が聞こえてくる。
- ✓ 労働者が仕事を通じて能力を十分に獲得・発揮し、充実した職業生活を送るためには安心して働き続けることができる「雇用の安定」が必要不可欠であることから、平成 24 年 8 月に「労働契約法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 56 号。以下「改正労働契約法」と表記する）が公布され、大きく「①同一の使用の下で、有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより無期労働契約（期間の定め以外は原則として同一労働条件）に転換できるルール（無期転換ルール）」「②『雇止め法理』の法定化」「③有期契約労働者と無期契約労働者との間の不合理な労働条件の禁止」がルール化されることとなった。
- ✓ 一方で、上記「①無期転換ルール」に関して、これまで大学・研究機関において形成されてきた教員・研究者の雇用形態を阻害する可能性を指摘する声も挙がっている。
- ✓ すなわち、近年は大学・研究機関における研究活動の多くが、一定の期限を区切って資金が支出されるプロジェクト型研究となっており、これに伴い有期労働契約によって教員・研究者を雇用するケースが増えている。とくに若手の教員・研究者は、このようなプロジェクト型の雇用を経て、キャリアを積むことが一般的である。今般の法改正が大学・研究機関においては、このような若手研究者を単純に無期労働契約の研究者として雇用することは困難であり、法改正の趣旨に反して労働契約の反復更新が 5 年を超える前に雇止めが起こるなど、結果として若手の教員・研究者に「雇用の不安定」「キャリア形成の阻害」等の望ましくない影響をもたらすのではないかと懸念である。
- ✓ なお、今回の改正労働契約法の内容は、1999 年 EU 有期雇用指令に基づき各 EU 加盟各国で変更・制定された有期労働契約に係る法制度も参考としているが、同制度の下で、EU 諸国の大学・研究機関がどのように教員・研究者を雇用しているのかに関する

先行研究の知見はほとんど存在していない。

- ✓ 上記を踏まえ、本調査では、EU 諸国の大学・研究機関\*における教員・研究者の雇用状況やこれに係る雇用法制、有期労働契約を前提とする研究プロジェクトの現況や教員・研究者の雇用実態等を明らかにするため、文献調査・現地ヒアリング調査を実施した。併せて、EU と対照的であるとされる米国や、隣国である韓国の当該状況を文献調査にて、また、わが国大学・研究機関における実態をヒアリング調査とアンケート調査にて把握した。

\*本調査は、自然科学系の研究を対象とするものに焦点を絞った。

## (2) 調査の全体像

- ✓ 本調査では下記3つの調査を実施した。調査内容の詳細および結果については各章を参照のこと。

調査		概要
	①国内実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の2大学(国立大学1校、私立大学1校)および研究機関(独立行政法人)を調査対象とし、「雇用側」である大学・研究機関の人事戦略と、「被雇用側」である教員・研究者自身のキャリアパス・今後の意向等を調査し、今般の労働契約法改正によってどのような影響が考えられるかについて分析した。</li> <li>・ 大学・研究機関の人事戦略については人事担当者へのヒアリング調査、教員・研究者の意向等についてはアンケート調査を行った。</li> </ul>
②海外実態調査	②-1 文献調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU 諸国の有期労働契約に係る雇用法制、大学・研究機関における教員・研究者の雇用状況、有期労働契約を前提とする研究プロジェクトの現況や教員・研究者の雇用実態、有期労働契約に係る雇用法制と同プロジェクトの運営の調和を図るための制度・運用上の仕組みについて、文献調査を行った。</li> <li>・ 調査対象は、EU 加盟国のうちイギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、スウェーデン、および米国、韓国の7カ国とした。</li> </ul>
	②-2 現地ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文献調査で得られた内容をより掘り下げ、また各大学・研究機関における個別の人事制度・取組等についても把握するため、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギーの4カ国については現地ヒアリング調査を実施した。</li> <li>・ 調査対象は、労働法制を所管する省庁のほか、外部資金によるプロジェクトを多く実施し、かつ各国を代表する著名な大学・研究機関を選定した。</li> </ul>

### (3) 検討委員会の開催状況

- ✓ 本調査研究において実施する各調査の調査方針、調査対象、調査項目、整理・分析方法、調査結果の分析等について検討を行うため、「海外の大学・研究機関における教員・研究者の雇用形態に関する調査研究検討委員会」を設置し、下図表の通り4回にわたって開催した。

図表 開催スケジュールおよび議題

回数等	日程	主な議題
第1回	2012年 12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的・内容・実施計画について</li> <li>・国内実態調査(ヒアリング・アンケート)の調査方法・調査対象・調査項目等について</li> <li>・海外調査の対象国について</li> <li>・現地ヒアリング調査の調査対象等について</li> </ul>
第2回	2013年 1月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内実態調査(アンケート)の調査票(案)について</li> <li>・文献調査の結果について(中間報告)</li> <li>・現地ヒアリング調査の調査項目について</li> <li>・現地ヒアリング調査に関する委員の意見・要望聴取</li> </ul>
第3回	2013年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内実態調査(ヒアリング)の結果について</li> <li>・文献調査(アンケート)の結果について(中間報告)</li> <li>・現地ヒアリング調査の調査項目について</li> <li>・現地ヒアリング調査の結果について(中間報告)</li> </ul>
第4回	2013年 3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内実態調査(アンケート)の結果について</li> <li>・報告書(案)について</li> </ul>

- ✓ 検討委員会では、下記4名の委員にご議論いただいた。

図表 委員名簿(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	備考
榎木 英介	近畿大学医学部病理学教室医学部講師	
島田 陽一	早稲田大学理事・法学学術院教授	座長
住井 英二郎	東北大学大学院情報科学研究科准教授	
藤江 幸一	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授	

- ✓ なお、事務局は、みずほ情報総研株式会社社会政策コンサルティング部が担当した。